

戸籍のフリガナ記載が始まります

「戸籍法」の改正により、5月26日(月)から戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されます。本籍地の市区町村から戸籍の筆頭者の方に通知が郵送されますので、記載予定のフリガナを確認してください。



法務省
ホームページ

通知が届いたら

- 通知されたフリガナが日常使用しているものと同じ場合
届出の必要はありません。通知のとおり戸籍に記載されます。
- 通知されたフリガナが日常使用していないものとは違う場合
氏名のフリガナの届出をしてください。
- 制度開始後に出生等の届出をする場合
氏名が初めて戸籍に記載される方は出生届等と併せて届出ができません。

詐欺にご注意ください

届出に関する手数料や届出ししないことによる罰則はありません。金銭の支払いを要求された際は警察署等にご相談ください。
※詳細は通知に記載の問い合わせ先へご連絡ください。

町民課

☎581・2121内線102・105

通知書のイメージ

フリガナを記載します

戸籍の写しイメージ

令和6年度 主要河川実態調査結果

町では、身近な河川の水質状況を知っていただくとともに、今後の生活排水処理対策事業に反映させることを目的に、主要河川の実態調査を行っています。

この調査は、寄居町内の27河川30地点を毎年1回、10地点ずつ調査するもので、令和6年度は鉢形地区、男衾地区を調査しました。河川を汚さないために食べ残しや油汚れ、毛髪などはそのまま排水溝に流さずに取り除き、可燃ごみとして処分するなど、生活排水の水質改善へのご協力をお願いします。

浄化槽の維持管理をお忘れなく

浄化槽の適正な維持管理を行わないと、浄化槽がもつ本来の機能が発揮できず、生活排水が処理されずそのまま放流され、河川の水質悪化につながります。

浄化槽の点検や調整等を行う「保守点検」、浄化槽内に生じた汚泥などの引抜きや調整、機器類の洗浄を行う「清掃」、および浄化槽の機能診断を行う「法定検査」の3つの維持管理を行っていただきますようお願いいたします。

また、水質悪化を防ぐためにも、単独処理浄化槽、くみ取り便槽を使用しているご家庭は、公共下水道、農業集落排水への接続や合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

生活環境エコタウン課

☎581・2121内線223・224

実態調査結果(採取日：令和7年1月23日)

河川名	採水場所	BOD濃度(mg/L)		令和6年度の河川の水質状態
		令和6年度	令和3年度	
関山川	荒川合流前	1.5	2.5	きれい
宮川	小園中央道横断付近	3.6	1.9	ややきたない
塩沢川	荒川合流前	0.6	0.7	きれい
塩沢川	農免道付近	1.8	2.0	きれい
明神川	吉野川合流前	7.1	5.7	きたない
谷津川	吉野川合流前	0.6	0.8	きれい
吉野川	関越自動車道付近	6.4	7.0	きたない
吉野川	明神川合流前	10.5	2.3	極めてきたない
新吉野川	荒川合流前	2.8	0.9	ややきたない
市野川	稻荷橋付近	0.5	0.5未満	きれい

※BOD：水質の汚濁状況を示す代表的な指数です。BODは水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を示し、数値が大きくなるほど汚濁していることを表します。

※BOD濃度が2.5未満で「きれい」、2.5～5.0で「ややきたない」、5.1～10.0で「きたない」、10.1以上で「極めてきたない」水質状態となります。

新しい農業委員、農地利用最適化推進委員を紹介します

新たな農業委員会の委員(農業委員)12人と、農地利用最適化推進委員8人が就任しました。任期は令和10年3月31日までです。農業委員会は「農地法」に基づく農地の売買・貸借の許可や農地転用許可申請に対する県への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する町の行政委員会です。



農業委員会事務局

(産業振興企業誘致課内) ☎581・2121内線407

農業委員(敬称略)

氏名	氏名
小和瀬 守(用土8)	鳥塚 正実(露梨子)
加藤 憲治(用土7)	稲山 久夫(栃谷)
吉田 滋(末野3)	丸橋 高記(用土4)
新井 徹(山崎)	吉田 一行(鷹ノ巣)
福島 隆志(南飯塚)	栗原 功(牟礼)
坂本 建治(谷津)	井伊 誠(赤浜)

農地利用最適化推進委員(敬称略)

氏名	担当地区
大久保 知明(六供)	市街地・西部・桜沢
柴崎 徹(山崎)	
奈良 和正(立原)	
齋藤 薫(上の町)	折原・鉢形
吉川 隆(塚越)	男衾
保坂 昭(今市)	
新井 一弘(用土5)	用土
中島 信一(用土9)	

ありがとうございます！ごいます 企業版ふるさと納税

令和6年度に次の企業から、企業版ふるさと納税による寄附をいただきましたのでご報告します。

☎企画財政課 ☎581・2121内線462



- 株式会社鹿島印刷所様
(福島県南相馬市鹿島区鹿島字町159)
金22万2222円
- ▼寄附対象事業／健康づくり推進事業

- 株式会社アサイン様
(東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング12階)
金額非公開
- ▼寄附対象事業／定住促進補助事業

- タレントスクエア株式会社様
(東京都港区赤坂8-11-26)
+SHIFTONOIZAKA7階
金10万円
- ▼寄附対象事業／定住促進補助事業

- 株式会社花園たまや様
(埼玉県深谷市荒川2095)
金額非公開
- ▼寄附対象事業／定住促進補助事業

- 株式会社サウスエージェンシー様
(東京都渋谷区恵比寿南3-2-13リードシー恵比寿ビル4階)
金額非公開
- ▼寄附対象事業／定住促進補助事業

- 株式会社石田屋様
(群馬県藤岡市藤岡936-6)
金100万円
- ▼寄附対象事業／定住促進補助事業

企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が行う「地域再生計画」に基づく地方創生推進事業に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される制度です。

メリット

- ①通常の寄附より税額控除率が高い(法人関係税の最大9割)
 - ②社会貢献を通じた企業イメージや認知度の向上につながる等
- ※企業版ふるさと納税の詳細は町公式ホームページをご覧ください。



町公式
ホームページ